

受験（初級）の申込方法

1 「受験申請連絡票」を外国人技能実習機構へ提出

外国人技能実習生が「技能実習 1 号」から「技能実習 2 号」への移行を希望する場合、技能実習 1 号期間が終了する 6 か月前までに、外国人技能実習機構に「受験申請連絡票」を提出します。（様式は外国人技能実習機構のホームページからダウンロードしてください。）

2 農産物漬物製造業技能実習評価試験受験申請書（初級）の提出

外国人技能実習機構を經由して全日本漬物協同組合連合会（以下「全漬連」という。）へ「受験申請連絡票」が到着しましたら、全漬連は「農産物漬物製造業技能実習評価試験受験申請書（初級）」の提出依頼と受験料の請求書を監理団体へメールで送付します。

監理団体は、外国人技能実習生の「農産物漬物製造業技能実習評価試験受験申請書（初級）」を取りまとめて、全漬連へ提出します。

「受験申請書」は、全漬連ホームページからダウンロードしてください。

「受験申請書」を印刷し、受験者の自署と顔写真の貼付、実習実施者・監理団体の社判押印の上、全漬連へご提出ください。「受験申請書」は個人情報が含まれるため、ゆうパケットやレターパックでのご提出をおすすめします。

3 受験料の振込

監理団体は、「受験料請求書」に基づき、受験者数分の受験料を全漬連の定めた銀行口座に、支払期限までにお振込みください。

※必ず監理団体名でお振込みください。

※受験票の発送した後のキャンセルについては、全漬連の責めに帰すべき理由がある場合、及び自然災害等により試験が実施できない場合（代替の試験が実施された場合を除く）を除き、お振込み済の受験料はご返金できませんのでご注意ください。

※技能評価試験の受験申込みは、受験申請書の提出と受験料支払いを確認の上で受理します。監理団体の皆様には、時間的な余裕を持って受験料の振込などの事務処理をお願いします。

4 受験票の送付

全漬連は、受験料の入金を確認した後、受験票（試験実施日時、試験場所を記した受験案内及び農産物漬物製造業技能実習評価試験受験にあたっての注意と準備等を含む）を試験実施日の約 3 週間前までを目途に監理団体へメールにて送付します。※受験者の顔写真貼付が必要です。

受験実施予定期間の 2 週間前になっても受験票が届かない場合には、全漬連へお問い合わせ下さい。

5 不合格者の再試験

学科試験、実技試験の一方または両方の不合格者は、希望すれば、再試験を1回に限り受検できます。再試験を希望する場合、監理団体は「再試験申請書」（初級）を全漬連に提出します。再試験の受検料は1回目と同額（不合格となった科目分）ですが、単独で実施するときは受検料のほかに交通費の実費を徴収します。